

第14回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日 時

令和8年2月16日（月）午後2時～午後3時20分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 7-総-1会議室

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，有迫委員，寺尾委員，中島委員（Web）

4 会議に付した事案

令和7年度廃棄予定公文書について

5 議事の概要

令和7年度廃棄予定公文書について

公文書管理条例に基づく委員会への意見聴取として、令和7年度廃棄予定公文書について事務局が説明し、以下の質疑応答があった。

廃棄予定公文書について、今回意見聴取を行った文書は80件を除き、歴史公文書に該当せず、廃棄は適当であるとして、委員会の意見を取りまとめた。

○ 寺尾委員

前回の委員会で保留となった公安委員会の「令達番号簿」について、現物を確認したところ、件名・起案主務課・番号付与月日・制定年月日・施行年月日などが、一覧で確認できる非常に貴重な資料である。

研究者の立場からすると、このような文書の有無によって研究の進み具合が大きく異なる。

いたずらに保存を主張するものではないが、廃棄するタイミングが適正であるか考えたい。

また、今回の廃棄予定公文書一覧にある「文書番号簿」も、同様の形式の公文書かと思受けられる。

文書番号簿については、種々様々な案件が含まれているものであることから、令達番号簿と同様に重要な資料と考えられるが、対象とする文書の範囲が広いことも踏まえ、保存の可否については慎重に検討したい。

⇒（中島委員）

該当文書について、考える時間を確保するために延長といった取扱いにするのはどうか。

⇒（寺尾委員）

番号簿について、改めて、歴史的なものを含め実態を確認し、考えを整理したい。

歴史研究を実施するときに、同様の文書を活用することがあり、このような文書の有無で全体の構造把握のレベルが大きく異なるため、貴重な資料であることは間違いないが、現在の公文書管理の中でどのように考えるか判断がつかない。

⇒（事務局）

議論を深めるために措置を延長に変更して、再度検討したい。

⇒（米田委員長）

該当の文書については「延長」という扱いにすることとしたい。

○ 寺尾委員

販路拡大・輸出促進課の「伝統的工芸品産業振興事業補助金（薩摩焼）」や「本格焼酎輸出促進事業（市場調査）」など、鹿児島県の特徴を形づくる産業に関する3件のファイルについて、該当文書を廃棄した場合に、各補助事業等に関する活動の記録をたどることができる公文書は、他にも保管されているか。

⇒（事務局）

改めて公文書の内容を所属に確認したところ、「伝統的工芸品産業振興事業補助金（薩摩焼）」については、伝統的工芸品である薩摩焼の新商品を製作し、展示会に出展するための費用について、薩摩焼協同組合に補助を実施したものであり、「本格焼酎輸出促進事業（市場調査）」については、中国（上海及び香港）の市場調査を実施したものであった。

伝統的工芸品産業振興事業補助金は単年度事業でないこと、焼酎に関しても輸出促進に関する事業を継続して行っていることから、活動記録は他の公文書から確認可能であるため、対象ファイルは廃棄して問題ないと認識しているとのことであった。

事務局においても改めて聞き取りした内容等を踏まえ、「廃棄」が妥当と判断している。

⇒（寺尾委員）

薩摩焼及び焼酎の産業に関して、県がどのような補助及び促進をしているかということが、後年、確認できることが重要である。

⇒（米田委員長）

伝統的工芸品や焼酎など、鹿児島県の特徴を表す県産品に関する公文書については、特に注意して選別する必要がある。

○ 寺尾委員

経営技術課の「地域農業システム化総合対策事業」に関する9件のファイルについて、補助金を受ける農地の概要を調査したものや地図などが含まれているものがあり、地域の農業の情報を細かく把握することが出来る貴重な公文書である。

地図は歴史公文書として貴重であるとも考えることもできる。

また、現在は事業の名称が変更されているとのことだったが、事業体が変わっているのであれば、最終年度のものや切り替わった初年度のものについてだけでも残すべきとも考えることもできる。

⇒（事務局）

改めて公文書の内容を所属に確認したところ、「地域農業システム化総合対策事業」は、スマート農業の導入や、農業支援サービスの育成を通じて、農業の生産性向上

と持続可能な構造への転換を目指す農林水産省の事業であり、以前は「地域農業構造改革緊急対策推進事業」という名称であったとのこと。

県の補助金を利用した農業施設の財産処分に関する文書や、地域農業経済経営確立事業、県内で実施した補助事業の実績報告などの文書であり、事業の概要を確認できる公文書は当該公文書以外に保存されているものはないとのことであった。

⇒（寺尾委員）

国の事業ではあるが、個別具体の事例としては県が把握しているものである。業務上はスマート農業支援の資料であるが、各地域の農地の様子が分かる資料でもあるため、検討が必要である。

⇒（米田委員長）

該当の文書については「延長」という扱いにすることとしたい。

○ 寺尾委員

知事部局出先機関の「叙勲・表彰」に関する2件のファイルについて、他県では同様の文書が歴史公文書として移管された事例もあるが、公文書の位置付けについて確認したい。

⇒（事務局）

改めて公文書の内容を所属に確認したところ、本庁のとりまとめ課からの照会に対する回答等が保管されており、照会元においてとりまとめられた結果が保管されているとのことであった。

なお、条例施行以前に作成された「叙勲・表彰」に関する公文書については、本庁のとりまとめ課において「永久文書」として保管されており、今後特定歴史公文書として、移管されるものと考えている。

○ 中島委員

農業経済課の「早期是正措置」や「高山町農協」などの農協に関する10件のファイルについて、具体的にどのような文書であるか事前に説明いただいたところだが、追加で確認を行いたい。

「早期是正措置」については、経済的にリスクが高い農協に対する措置だと考えるが、ありふれた措置であるのか説明願いたい。

また、調べた範囲では、農協や銀行なども含めて金融機関に対する早期是正措置は、平成10年度から開始されているが、それ以前のファイルも含まれているため、別の制度であるのか。

平成10年度以降のものも、制度を導入した比較的早い時期の対応となっているのであれば、歴史公文書として保管する必要があると考える。

保存理由は不明だが、文書が作成されてから30年近くといった長期に保存しているものを、すべて廃棄することは当時の状況も踏まえて妥当であるか。

「高山町農協」については、農協の経営が厳しい状況の中で、組合員はもとより地域住民にとっても様々な面で影響を受けたのではないか。

その後、農協全体の改革があり、今と状況が異なっているのかもしれないが、時の経過により業務上の必要性が減じただけであり、歴史公文書等としての保存の必要性については、改めて、考えていただきたい。

以上の内容を踏まえて、該当文書の取扱いについて事務局としての考えを説明願いたい。

⇒（事務局）

事務局のみでは判断しかねるため、「保留」とさせていただき、今後の委員会で報告することとしたい。

○ 中島委員

障害福祉課の「全国障害者芸術・文化祭」に関する18件のファイルについて、平成27年度に全国障害者芸術・文化祭が開催されており、開催前年度の公文書であるため、かなり準備が進んでいる段階での公文書だと考える。

具体的内容について、事前に確認させていただき、すべてのファイルに関して「集計結果等は、大会資料にまとめられており、大会資料の作成のための資料であるため、保存期間の延長等の必要はない」と所属から回答をいただいたところであるが、追加で確認を行いたい。

1点目は、「延長等」の「等」はどのような意味合いになるのか。

2点目は、平成27年度の大会資料は現在どのように扱われているのか。大会が開催された際に、参加者や関係機関等に配布された文書であるならば、現在、一般的に読める状態となっているのか。公文書として管理されているのであれば、保存期間や保存期間満了時の措置はどのように設定されているのか。

⇒（事務局）

1点目の「延長等」の「等」の意味合いについては、延長と移管を含めた意味合いである。

2点目の大会資料の取扱いについては、所属に確認できていない。

⇒（中島委員）

いただいている回答だけでは、委員として廃棄しても問題ないか申し上げにくい。

これまでの鹿児島県の行政の慣習として、業務上の必要性がなくなれば廃棄であるといった考え方があり、その考え方から廃棄予定公文書一覧が作成されると見受けられる。

一方で、鹿児島県公文書等の管理に関する条例が施行され、条例第2条第3項に定める歴史公文書に該当するかという視点から、廃棄か移管かを判断する必要があることについて、十分に浸透していないと懸念を持たざるを得ない。

⇒（事務局）

御指摘いただいた点を踏まえて改めて所属に確認を行うため、「保留」という扱いにすることとしたい。

○ 中島委員

始良・伊佐地域振興局林務水産課において、刊行物に関するファイルが廃棄予定公文書一覧に記載されているが、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、条例における公文書の定義から除外されている。

今回の廃棄予定公文書一覧から除外することを求めるものではないが、条例の目的

として県行政の効率的な運営もあるため、今後は切り分けていただきたい。

○ 米田委員長

農業経済課の「女性役員登用」及び販路拡大・輸出促進課の「おごじょ委員会」のファイルについて、鹿児島県は男女の問題について社会的に批判を受けているところなので、「保留」という扱いにして今回の廃棄予定公文書から除外し、次回の委員会で現物確認を行った上で審議したい。

6 鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について

住民基本台帳カードの廃止に伴い、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則」を改正することについて、事務局から報告を行った。

7 その他

米田委員長から、意見聴取の実施方法の効率化について以下の意見が寄せられ、他の委員からも概ね賛成の意見が寄せられた。

○ 米田委員長

廃棄予定公文書について文書の量が膨大であるため、条例の趣旨や過去の議事録を学習したAIを活用することによって、作業の効率化を図りたい。

委員の責務として、すべての廃棄予定公文書について確認することを前提とした上で、AIを活用することによって、機械的な処理により漏れをなくすことや持続可能な仕組みを構築することを、検討していただきたい。

8 次回の委員会について

来年度の開催は、令和8年4月以降に日程調整。